

議案第 5 1 号

八幡浜市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

平成 3 0 年 3 月 2 3 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例

八幡浜市中小企業振興資金融資条例（平成 1 7 年条例第 1 7 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前
(融資手続) 第 1 3 条 (略) 2 (略) <u>3 前項の規定にかかわらず、法人及び組合の場合における連帯保証人は、協会及び金融機関がこれを必要としないと認めた場合は、徴求しない。</u> <u>4</u> (略)	(融資手続) 第 1 3 条 (略) 2 (略) <u>3</u> (略)

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

信用保証協会法の一部改正に伴い、市の融資制度に係る経営者保証の取扱いを変更するため。

